

議案第 8 号（継続協議）

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 7 月 8 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

合併の期日

合併の期日は、平成 1 7 年 4 月 1 日とする。

1 . 提案説明

合併の期日については、当初より下記 3 の理由により平成 1 7 年 4 月 1 日が妥当であるとの認識であったが、合併特例法では平成 1 7 年 3 月末までの合併を想定していたので、当協議会においては「平成 1 7 年 3 月末まで」を目標にすると承認済みであったが、今般、合併特例法が一部改正されたため、合併の期日を「平成 1 7 年 4 月 1 日」とするものである。

2 . 合併特例法の一部改正について（主旨）

平成 1 7 年 3 月末までに合併関係市町村が廃置分合の議会議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 1 8 年 3 月末までに合併を行ったものについては、現行の合併特例法の規定が適用され、財政支援等が受けられる旨、法律が改正された。

3 . 合併の期日を 4 月 1 日にした場合の影響

- ・ 年度始めの日で区切りもよく、住民にとってわかりやすい。
- ・ 旧市町村において、卒業式ができる。
- ・ 会計年度の開始日であり、事務処理が煩雑にならない。
- ・ 事務事業全般に 3 月分の取扱いをしなくてすむ。

（人事異動、雇用・委嘱手続き、各種日割り計算、など）

- ・ 3 月分の暫定予算を編成する必要がなく、予算編成、決算などが効率的である。
- ・ 交付税が増加する。

